介護保険サービスなどの利用までの流れ

介護や支援が必要と感じたら、延岡市の介護保険担当窓口や地域包括支援センターに相談しましょう。
介護保険などの各種サービスを利用するまでの流れは次のとおりです。

介護保険の加入者（被保険者）

相談

介護や支援が必要な人（介護保険のサービスを利用したい人）

- 地域包括支援センター・指定居宅介護支援事業所など
- 延岡市役所介護保険課・各総合支所市民サービス課

65歳以上のすべての人 → 一般介護予防事業

介護予防・生活支援サービス事業のみ利用したい人 → 地域包括支援センターで基本チェックリストを実施

要介護・要支援認定の申請代行 → 介護認定審査会による審査判定

要介護・要支援認定の手続き → 訪問調査 ＋ 主治医の意見書

介護認定審査会による審査判定：医療・保健・福祉の代表者などからなり、訪問調査と主治医意見書の結果に基づき総合的に要介護度などを判定します。

訪問調査：延岡市などの調査員が申請者の自宅などを訪問し、心身の状態などを調査します。

＋

主治医の意見書：延岡市が申請者の主治医に病気やけがの状況などについて意見を求めます。

通知 → 非該当 / 要支援1・2 / 要介護1～5

非該当（自立した生活が送れる人）→ 地域包括支援センター

該当（生活機能の低下が見られた人）→ 地域包括支援センター

地域包括支援センター → ケアプラン作成 → 総合事業の訪問型・通所型サービス

要支援1・2：ケアプラン（介護予防サービス・支援計画）の作成依頼 → 介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者 → ケアプラン作成 → 介護予防サービス

要介護1～5：・ケアプラン（居宅サービス計画）の作成依頼 ・介護保険施設の選択 → 指定居宅介護支援事業所や介護保険施設 → ケアプラン作成 → 介護サービス

一般介護予防事業

65歳以上の高齢者が利用できる取り組みです。
・地域での百歳体操
・ケアプリのべおか
など

総合事業の訪問型・通所型サービス

（介護予防・日常生活支援総合事業）

要支援1・2の認定を受けた人や事業対象者が利用できるサービスです。
・訪問型サービス
・通所型サービス

介護予防サービス

要支援1・2の認定を受けた人が利用できるサービスです。
・介護予防サービス
・地域密着型介護予防サービス

介護サービス

要介護1～5の認定を受けた人が利用できるサービスです。
・在宅サービス
・施設サービス
・地域密着型サービス